

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月15日

【四半期会計期間】 第59期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社サンドラッグ

【英訳名】 SUNDRUG CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 貞方 宏司

【本店の所在の場所】 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

【電話番号】 042(369)6211(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 加藤 好伸

【最寄りの連絡場所】 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

【電話番号】 042(369)6211(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 加藤 好伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第2四半期 連結累計期間	第59期 第2四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	316,459	326,754	634,310
経常利益 (百万円)	20,110	18,240	38,228
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	13,478	12,455	25,329
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	13,501	12,642	26,390
純資産額 (百万円)	196,354	213,310	205,156
総資産額 (百万円)	294,753	313,538	308,528
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	115.30	106.54	216.68
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	115.29	106.53	216.63
自己資本比率 (%)	66.6	68.0	66.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,825	16,805	31,761
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,522	8,913	17,901
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,973	4,091	8,064
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	88,028	90,296	86,495

回次	第58期 第2四半期 連結会計期間	第59期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	54.98	48.36

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間（2021年4月1日～2021年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言の再発令、まん延防止等重点措置の断続的实施などの影響を受けました。緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の解除に伴う経済活動等の再開が期待される一方、感染症再拡大の懸念は払拭されず先行きは不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、継続的な入国制限によるインバウンド需要消失及び人流減少等に伴う化粧品需要落ち込み、前年同期間における感染症予防対策商品や食料品・日用品などの巣ごもり消費需要の一時的な反動減、同業他社との出店競争や大手同士等の業界再編など、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、お客様や従業員の安全・安心を最優先に感染症予防対策を徹底し営業活動を行いました。引き続き「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、専門性を一層高め、お客様に必要なかつ期待される質の高い出店を加速・サービスレベルの向上・生鮮食料品の導入・食料品の販売強化及び積極的な店舗改装などに取り組むとともに、DX推進による効率化などに取り組んでまいりました。

また、当社グループのESG(サステナビリティ経営)につきましては、重要性及び機会・リスク等を考慮し多面的な視点から重要課題(マテリアリティ)を設定し、様々な取り組みについて推進してまいりました。

当第2四半期連結累計期間の当社グループ全体の出店などの状況は、25店舗を新規出店し、2店舗のスクラップ&ビルドを実施いたしました。また、57店舗で改装を行い、11店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の当社グループ全体の店舗数は、ドラッグストア事業911店舗(直営店717店舗、(株)星光堂薬局70店舗、(株)サンドラッグプラス62店舗、フランチャイズ店62店舗)、ディスカウントストア事業319店舗(ダイレックス(株)319店舗)の合計1,230店舗となりました。

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高3,267億54百万円(前年同期比3.3%増)、営業利益179億28百万円(同8.9%減)、経常利益182億40百万円(同9.3%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益124億55百万円(同7.6%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### <ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業は、天候不順影響、前年同期間における感染症予防対策商品や食料品・日用品などの巣ごもり消費需要の一時的な反動減、駅前型店舗の継続的インバウンド需要消失、外出自粛やテレワークによる人流減少などの影響により低調に推移しました。一方、生鮮食料品導入など積極的な店舗改装、インバウンド需要や化粧品需要の減少などが一巡したことなどにより、売上高が前年同期を上回りました。経費面につきましては、セミセルフレジ導入など生産性向上を推進し、一層の経費の抑制に努めましたが、前年同期間抑制したチラシ販売費、改装費用などが増加いたしました。また、ドラッグストア事業の出店などの状況は、17店舗を新規出店し、47店舗を改装したほか、9店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ドラッグストア事業の売上高は2,155億23百万円(前年同期比2.5%増)、営業利益は118億60百万円(同12.4%減)となりました。

#### <ディスカウントストア事業>

ディスカウントストア事業は、前年同期間における食料品・日用品などの巣ごもり消費需要の一時的な反動減影響や天候不順影響などはあったものの、マスクなどの感染症予防対策商品の増加・食料品の販売強化や積極的な店舗改装などにより、売上高が前年同期を上回りました。経費面につきましては、セミセルフレジ導入など生産性向上を推進して経費の抑制に努めましたが、前年同期間抑制したチラシ販売費などが増加いたしました。また、ディスカウントストア事業の出店などの状況は、8店舗を新規出店し、2店舗のスクラップ&ビルドと10店舗を改装したほか、2店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ディスカウントストア事業の売上高は1,341億29百万円(前年同期比5.2%増)、営業利益は60億68百万円(同1.1%減)となりました。

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ50億10百万円増加し、3,135億38百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加並びに、新規出店、改装による有形固定資産の増加等によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ31億43百万円減少し、1,002億28百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少等によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ81億54百万円増加し、2,133億10百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を、第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）・（セグメント情報等）」をご参照ください。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ38億円増加し、902億96百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期に比べ20億19百万円減少し、168億5百万円（前年同期比10.7%減）となりました。これは主に、未払消費税等の増減額が前年同期に比べ減少したこと等によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ13億91百万円増加し、89億13百万円（前年同期比18.5%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が前年同期に比べ増加したこと等によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ1億17百万円増加し、40億91百万円（前年同期比3.0%増）となりました。これは主に、配当金の支払額が前年同期に比べ増加したことによるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

## (5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結累計期間において、変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	536,000,000
計	536,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	119,331,184	119,331,184	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	119,331,184	119,331,184		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	22 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年8月13日～2051年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,619 資本組入額 1,310 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5・6

新株予約権証券の発行時(2021年7月26日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当の比率は、自己株式には割当が生じないことを前提として算定した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後割当株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が競合他社（当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。）の役員または顧問等に就任または就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。  
1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。  
新株予約権者が（ ）重大な法令に違反した場合、（ ）当社の定款に違反した場合または（ ）取締役を解任された場合には行使できないものとする。  
新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする（新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする）。  
新株予約権者が死亡した場合、上記に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。  
その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)3に準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。  
新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記(注)4及び下記(注)6の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

6. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画の承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

上記のほか、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めにより新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	-	119,331,184	-	3,931	-	7,409

## (5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社イリュウ商事	東京都世田谷区経堂 4 - 5 - 10	43,776	37.44
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	11,784	10.08
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	4,522	3.87
多田 直樹	東京都世田谷区	3,112	2.66
ジェービー モルガン チェー ス バンク 3 8 5 6 3 2 (常 任代理人 (株)みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南 2 - 15 - 1)	2,982	2.55
ビービーエイチ フォー ファイ デリテイ ロー プライズド ス tock ファンド(プリンシパ ル オール セクター サブ ポートフォリオ)(常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1)	2,950	2.52
多田 高志	東京都世田谷区	2,200	1.88
ジェービー モルガン チェー ス バンク 3 8 5 0 4 7 (常 任代理人 (株)みずほ銀行決済営 業部)	125 LONDON WALL. LONDON EC2Y 5AJ. U.K. (東京都港区港南 2 - 15 - 1)	1,535	1.31
オーエム 0 2 ステートストリー ト 8 0 8 4 2 4 クライアントオ ム二(常任代理人 香港上海銀 行東京支店カストディ業務部)	P.O. BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS 02105-1631, U.S.A. (東京都中央区 日本橋 3 - 11 - 1)	1,495	1.28
NORTHERN TRUST CO, (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND(常任代理人 香港上海銀 行東京支店カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 3 - 11 - 1)	1,140	0.98
計	-	75,499	64.57

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

11,784千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口)

4,522千株

2. 上記のほか、自己株式が 2,407千株あります。



(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,407,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 116,911,800	1,169,118	
単元未満株式	普通株式 11,684		
発行済株式総数	119,331,184		
総株主の議決権		1,169,118	

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	2,407,700		2,407,700	2.02
計		2,407,700		2,407,700	2.02

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	86,495	90,296
売掛金	18,414	17,653
商品	72,363	70,811
原材料及び貯蔵品	143	131
その他	16,848	17,033
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	194,262	195,923
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	46,782	48,001
その他(純額)	20,386	21,988
有形固定資産合計	67,169	69,990
無形固定資産		
のれん	16	9
その他	5,287	5,526
無形固定資産合計	5,304	5,536
投資その他の資産		
敷金及び保証金	24,730	24,895
その他	17,066	17,199
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	41,791	42,089
固定資産合計	114,265	117,615
資産合計	308,528	313,538

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	65,297	64,906
未払法人税等	7,566	6,428
役員賞与引当金	62	30
ポイント引当金	3,914	-
その他	18,275	20,615
流動負債合計	95,116	91,980
固定負債		
退職給付に係る負債	1,481	1,560
資産除去債務	4,809	4,937
その他	1,963	1,749
固定負債合計	8,254	8,247
負債合計	103,371	100,228
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,931	3,931
資本剰余金	7,414	7,430
利益剰余金	200,007	207,970
自己株式	3,977	3,939
株主資本合計	207,376	215,393
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	59	59
土地再評価差額金	2,248	2,071
退職給付に係る調整累計額	106	95
その他の包括利益累計額合計	2,295	2,108
新株予約権	75	25
純資産合計	205,156	213,310
負債純資産合計	308,528	313,538

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
売上高	316,459	326,754
売上原価	237,710	248,394
売上総利益	78,749	78,359
販売費及び一般管理費	1 59,077	1 60,431
営業利益	19,671	17,928
営業外収益		
受取利息	63	61
受取配当金	3	3
固定資産受贈益	226	140
その他	148	109
営業外収益合計	441	316
営業外費用		
支払利息	3	3
その他	0	0
営業外費用合計	3	4
経常利益	20,110	18,240
特別利益		
固定資産売却益	119	285
受取保険金	35	-
その他	14	7
特別利益合計	169	292
特別損失		
減損損失	19	87
固定資産除却損	9	89
新型コロナウイルス関連損失	581	-
賃貸借契約解約損	47	17
その他	55	26
特別損失合計	714	222
税金等調整前四半期純利益	19,564	18,310
法人税等	6,086	5,855
四半期純利益	13,478	12,455
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	13,478	12,455

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益	13,478	12,455
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	0
土地再評価差額金	-	176
退職給付に係る調整額	14	10
その他の包括利益合計	22	187
四半期包括利益	13,501	12,642
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,501	12,642
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	19,564	18,310
減価償却費	3,957	4,756
減損損失	19	87
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	61	79
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	0
役員賞与引当金の増減額(は減少)	14	32
ポイント引当金の増減額(は減少)	225	3,914
契約負債の増減額(は減少)	-	4,171
受取利息及び受取配当金	66	65
支払利息	3	3
固定資産除却損	9	89
売上債権の増減額(は増加)	1,117	761
棚卸資産の増減額(は増加)	1,531	1,563
未収入金の増減額(は増加)	866	81
仕入債務の増減額(は減少)	365	390
未払消費税等の増減額(は減少)	767	1,415
その他	225	1,005
小計	24,408	23,079
利息及び配当金の受取額	3	4
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	5,586	6,278
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>18,825</b>	<b>16,805</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	6,702	7,893
無形固定資産の取得による支出	301	385
貸付けによる支出	374	330
敷金及び保証金の差入による支出	464	324
敷金及び保証金の回収による収入	215	314
その他	105	295
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>7,522</b>	<b>8,913</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	3,973	4,091
自己株式の取得による支出	-	0
ストックオプションの行使による収入	-	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,973</b>	<b>4,091</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,329	3,800
現金及び現金同等物の期首残高	80,699	86,495
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 88,028	1 90,296

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1)当社が運営するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

(2)他社が運営するポイント制度及びキャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

(3)消化仕入れに係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高が38億4百万円減少し、売上原価は1億60百万円減少し、販売費及び一般管理費は36億94百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ49百万円増加しております。また、利益剰余金の期首残高は2億24百万円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な定めに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症の終息時期等を含む仮定について重要な変更はありません。



(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給料手当及び賞与	22,262百万円	23,445百万円
賃借料	12,685百万円	13,608百万円
役員賞与引当金繰入額	18百万円	32百万円
退職給付費用	275百万円	294百万円
ポイント引当金繰入額	225百万円	-百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	88,028百万円	90,296百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-百万円
現金及び現金同等物	88,028百万円	90,296百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月20日 定時株主総会	普通株式	3,974	34	2020年3月31日	2020年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の  
末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月11日 取締役会	普通株式	4,091	35	2020年9月30日	2020年12月14日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,091	35	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の  
末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月12日 取締役会	普通株式	4,092	35	2021年9月30日	2021年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	ドラッグストア 事業	ディスカウント ストア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	188,929	127,530	316,459	-	316,459
セグメント間の内部売上高 又は振替高	21,317	8	21,326	21,326	-
計	210,246	127,538	337,785	21,326	316,459
セグメント利益	13,546	6,135	19,681	10	19,671

(注)1.セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去によるものであります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	ドラッグストア 事業	ディスカウント ストア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	192,631	134,122	326,754	-	326,754
セグメント間の内部売上高 又は振替高	22,891	6	22,898	22,898	-
計	215,523	134,129	349,652	22,898	326,754
セグメント利益	11,860	6,068	17,928	-	17,928

(注)1.セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去によるものであります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2.報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の「ドラッグストア事業」の売上高は33億66百万円減少、セグメント利益は48百万円増加し、「ディスカウント事業」の売上高は4億38百万円減少、セグメント利益は1百万円増加しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	115円30銭	106円54銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	13,478	12,455
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	13,478	12,455
普通株式の期中平均株式数(株)	116,899,971	116,911,895
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	115円29銭	106円53銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	11,033	3,741
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 2021年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・ 4,092 百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・ 35 円00 銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・ 2021年12月6日

(注) 2021年9月30日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

(2) 子会社に対する公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社子会社であるダイレックス株式会社は、公正取引委員会より2014年6月5日付で、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令(納付すべき課徴金の額12億74百万円)を受けました。

ダイレックス株式会社は、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求し手続きを進めておりましたが、同審判は、2018年6月13日に審判手続きを終結し、2020年3月25日の審決にて2014年6月5日付課徴金納付命令(納付すべき課徴金の額12億74百万円)のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決が下され、2020年3月27日付で取り消された金額8,195万円に加算金を付加した額の還付を受けております。

ダイレックス株式会社は、本審決を受け、2020年4月2日付で、排除措置命令及び課徴金納付命令の一部のみを取り消した本審決を取り消すことを求め、公正取引委員会を被告として東京高等裁判所に訴えを提起いたしました。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月15日

株式会社サンドラッグ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥 見 正 浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 本 庸 介

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンドラッグの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンドラッグ及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。